

事業実施年度	自 平成 24年度
	至 平成 27年度

新地町地区防災集団移転促進事業計画書

<大臣同意（当初）の第2回軽微な変更>

都 道 県 名	市 町 村 名
福島県	新地町

【変更時の記載方法】

- ・変更時
変更後(赤字)
変更前(黒字)
- ・追加時
変更後(赤字)
- ・削除時

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要

1 移転促進区域

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
いそやま 磯山地区	17,662 16,987 (10,786) m ²	H23.12.27告示 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	戸 12	戸 11	戸 1	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。今後、新地町復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には2m以上の浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
らちほま 埴浜地区	118,958 (62,310)	同上	50	50	0	
きくだ 作田地区	6,650 (5,745)	同上	7	7	0	
つるし 釣師地区	183,106 (101,560)	同上	166	166	0	同上
うしかわみなみ 牛川南地区	17,551 (6,955)	同上	5	5	0	同上
おおどはま 大戸浜1地区	122,589 (72,642)	同上	97	91	6	
おおどはま 大戸浜2地区	10,047 (7,886)	同上 一部区域追加指定 H24.8.9告示 一部区域追加指定予定	6	5	1	
いまいずみ 今泉地区	21,321 (10,142)	同上 一部区域追加指定 H24.8.9告示 一部区域追加指定予定	12	10	2	
計	497,884 497,209 (278,026)		355	345	10	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。
2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。
3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。
4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。
5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。
(位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。
(区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。
宅地（住宅敷地） …赤（公有地の場合は赤斜線）
宅地（住宅敷地以外） …青（公有地の場合は青斜線）
農地 …緑（公有地の場合は緑斜線）

2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
いそやま 磯山地区	戸 13	戸 (8) 13	世帯 13	世帯 (8) 13	人 42	人 (23) 42	
らちはま 埴浜地区	55	(41) 55	55	(41) 55	177	(155) 177	
さくた 作田地区	8	(4) 8	8	(4) 8	25	(10) 25	
つるし 釣師地区	167	(90) 167	167	(90) 167	506	(296) 506	
うしかわみなみ 牛川南地区	5	(5) 5	5	(5) 5	14	(14) 14	
おおどはま 大戸浜1地区	93	(62) 93	93	(62) 93	277	(179) 277	
おおどはま 大戸浜2地区	6	(1) 6	6	(1) 6	17	(4) 17	
いまいずみ 今泉地区	11	(4) 11	11	(4) 11	34	(13) 34	
計	戸 358	戸 (215) 358	世帯 358	世帯 (215) 358	人 1,092	人 (694) 1,092	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

(1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地			関連公共施設等用地					公益的施設用地		⑤ 合 計			
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設				④ 住宅団地に 占める割合
	区 画 数	面 積												
さくだひがし 作田東団地	15	m ² (4,950) 7,190	m ² () 1,070	m ² (6,020) 8,260	m ² 3,110	m ² 460	m ² 780	m ² 9,390	m ² 13,740	m ² 0	() 0.0%	m ² (19,760) 22,000	・津波被害を受けない標高10m以上の候補地のうち埴浜地区移転者の移転先希望を尊重した。 ・用地取得に係る地権者の合意が得やすい。	山林 荒地
さくだにし 作田西団地	31	(10,230) 13,470	(2,327) 2,560	(12,557) 16,030	7,600	500	1,220	16,300	25,620	0	(0.0%) 0.0%	(38,177) 41,650		山林 畑
おか 岡団地	19	(6,270) 8,320	(2,538) 5,500	(8,808) 13,820	3,440	400	940	1,770	6,550	0	(0.0%) 0.0%	(15,358) 20,370	・津波被害を受けない標高10m以上の土地である。 ・平坦な土地であり造成	畑
がんごや 雁小屋団地	56	(18,480) 22,240	(6,181) 7,170	(24,661) 29,410	9,710	500	1,900	13,380	25,490	0	(0.0%) 0.0%	(50,151) 54,900	・津波被害を受けない標高10m以上の候補地のうち釣師地区移転者の移転先希望を尊重した。	山林 畑 原野
おおどはま 大戸浜団地	20	(6,600) 8,520	() 3,600	(10,200) 12,120	4,450	500	700	11,860	17,510	0	() 0.0%	(27,710) 29,630	・津波被害を受けない標高10m以上の候補地のうち大戸浜地区移転者の移転先希望を尊重した。	山林 畑 原野
とみくら 富倉団地	7	(2,310) 3,070	() 0	(2,310) 3,070	760	0	0	1,820	2,580	0	() 0.0%	(4,890) 5,650	・津波被害を受けない標高10m以上の土地である。 ・移転者のグループが主	畑 山林
がんごやにし 雁小屋西団地	6	(1,980) 2,740	() 0	(1,980) 2,740	3,260	0	0	0	3,260	0	() 0.0%	(5,240) 6,000	・津波被害を受けない標高10m以上の土地である。 ・移転者のグループが主	畑 山林
計	154	m ² (50,820) 65,550	m ² (15,716) 19,900	m ² (66,536) 85,450	m ² 32,330	m ² 2,360	m ² 5,540	m ² 54,520	m ² 94,750	m ² 0	(0.0%) 0.0%	m ² (161,286) 180,200		

- (注)
- 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
 - 2 住宅敷地平均面積が330㎡を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330㎡とした場合の数値を記入すること。
 - 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
 - 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
 - 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
 - 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
 - 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
作田東団地 補助対象（貸付のみ）	1 <small>区画</small>	5 <small>戸</small>	6	330 <small>m²</small>	330 <small>m²</small>	
作田東団地 補助対象（分譲のみ）	4		4	1,320	330	
作田東団地 補助対象（貸付・分譲）	10		10	3,300	330	
作田東団地 補助対象外（分譲）	(13)		(13)	2,240		
作田東団地 計	15	5	20	7,190	479	
作田西団地 補助対象（貸付のみ）	14 <small>区画</small>	10 <small>戸</small>	24	4,620 <small>m²</small>	330 <small>m²</small>	
作田西団地 補助対象（分譲のみ）	5		5	1,650	330	
作田西団地 補助対象（貸付・分譲）	12		12	3,960	330	
作田西団地 補助対象外（分譲）	(15)		(15)	3,240		
作田西団地 計	31	10	41	13,470	435	
岡団地 補助対象（貸付のみ）	4 <small>区画</small>	6 <small>戸</small>	10	1,320 <small>m²</small>	330 <small>m²</small>	
岡団地 補助対象（分譲のみ）	7		7	2,310	330	
岡団地 補助対象（貸付・分譲）	8		8	2,640	330	
岡団地 補助対象外（分譲）	(12)		(12)	2,050		
岡団地 計	19	6	25	8,320	438	

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積 m ²	②住宅敷地 平均面積 m ²	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
雁小屋団地 補助対象（貸付のみ）	22 ^{区画}	25 ^戸	47	7,260	330	
雁小屋団地 補助対象（分譲のみ）	15		15	4,950	330	
雁小屋団地 補助対象（貸付・分譲）	19		19	6,270	330	
雁小屋団地 補助対象外（分譲）	(26)		(26)	3,760		
雁小屋団地 計	56	25	81	22,240	397	
大戸浜団地 補助対象（貸付のみ）	6 ^{区画}	15 ^戸	21	1,980	330	
大戸浜団地 補助対象（分譲のみ）	5		5	1,650	330	
大戸浜団地 補助対象（貸付・分譲）	9		9	2,970	330	
大戸浜団地 補助対象外（分譲）	(11)		(11)	1,920		
大戸浜団地 計	20	15	35	8,520	426	
富倉団地 補助対象（貸付のみ）	0 ^{区画}	0 ^戸	0	0		
富倉団地 補助対象（分譲のみ）	4		4	1,320	330	
富倉団地 補助対象（貸付・分譲）	3		3	990	330	
富倉団地 補助対象外（分譲）	(5)		(5)	760		
富倉団地 計	7	0	7	3,070	439	

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
雁小屋西団地 補助対象（貸付のみ）	2 区画	0 戸	2	660 m ²	330 m ²	
雁小屋西団地 補助対象（分譲のみ）	2		2	660	330	
雁小屋西団地 補助対象（貸付・分譲）	2		2	660	330	
雁小屋西団地 補助対象外（分譲）	(4)		(4)	760		
雁小屋西団地 計	6	0	6	2,740	457	
合計	154	61	215	65,550	426	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得 単価 =④/①	⑥住宅敷地 造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共 施設等用地 造成費	⑨関連公共施設用 地等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
	m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円	千円	千円	千円
作田東団地	20,930	7,190	13,740	52,300	2.5	127,812	145,778	244,247	278,581
作田西団地	39,090	13,470	25,620	93,800	2.4	129,064	161,386	245,480	306,958
岡団地	14,870	8,320	6,550	89,200	6.0	34,488	84,397	27,151	66,442
雁小屋団地	47,730	22,240	25,490	157,500	3.3	218,504	291,892	250,435	334,547
大戸浜団地	26,030	8,520	17,510	57,300	2.2	91,472	110,227	142,855	181,400
富倉団地	5,650	3,070	2,580	14,000	2.5	21,490	29,097	18,060	24,453
雁小屋西団地	6,000	2,740	3,260	16,000	2.7	15,000	22,307	15,000	23,693
計	160,300	65,550	94,750	480,100		637,830	845,084	943,228	1,216,074

(注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。

2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
作田東団地 補助対象 貸付のみ	区画 1	区画	区画 1	m ² 330	m ²	m ² 330	千円 6,691	千円	千円	m ² 330	1	千円 6,691
作田東団地 補助対象 分譲のみ		4	4		1,320	1,320	26,763	15,840	15,840	330	1	10,923
作田東団地 補助対象 貸付・分譲			10	3,140	160	3,300	66,908	1,920	1,920	330	1	64,988
									鑑定等が未実施のため 今後変動があり得る			
作田東団地 補助対象外 分譲		(13)	(13)		2,240	2,240	45,416	45,416	26,880			0
計			15	3,470	3,720	7,190	145,778	63,176				82,602

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。
2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
作田西団地 補助対象 貸付のみ	区画 14	区画	区画 14	m ² 4,620	m ²	m ² 4,620	千円 55,353	千円	千円	m ² 330	1	千円 55,353
作田西団地 補助対象 分譲のみ		5	5		1,650	1,650	19,769	18,150	18,150	330	1	1,619
作田西団地 補助対象 貸付・分譲			12	3,800	160	3,960	47,445	1,760	1,760	330	1	45,685
									鑑定等が未実施のため 今後変動があり得る			
作田西団地 補助対象外 分譲		(15)	(15)		3,240	3,240	38,819	38,819	35,640			0
計			31	8,420	5,050	13,470	161,386	58,729				102,657

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。
2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
岡団地 補助対象 貸付のみ	区画 4	区画	区画 4	m ² 1,320	m ²	m ² 1,320	千円 13,390	千円	千円	m ² 330	1	千円 13,390
岡団地 補助対象 分譲のみ		7	7		2,310	2,310	23,432	21,483	21,483	330	1	1,949
岡団地 補助対象 貸付・分譲			8	2,480	160	2,640	26,780	1,488	1,488	330	1	25,292
									鑑定等が未実施のため 今後変動があり得る			
岡団地 補助対象外 分譲		(12)	(12)		2,050	2,050	20,795	20,795	19,065			0
計			19	3,800	4,520	8,320	84,397	43,766				40,631

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。
2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
雁小屋団地 補助対象 貸付のみ	区画 22	区画	区画 22	m ² 7,260	m ²	m ² 7,260	千円 95,285	千円	千円	m ² 330	1	千円 95,285
雁小屋団地 補助対象 分譲のみ		15	15		4,950	4,950	64,967	46,035	46,035	330	1	18,932
雁小屋団地 補助対象 貸付・分譲			19	5,940	330	6,270	82,291	3,069	3,069	330	1	79,222
									鑑定等が未実施のため 今後変動があり得る			
雁小屋団地 補助対象外 分譲		(26)	(26)		3,760	3,760	49,349	49,349	34,968			0
計			56	13,200	9,040	22,240	291,892	98,453				193,439

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。
2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
大戸浜団地 補助対象 貸付のみ	区画 6	区画	区画 6	m ² 1,980	m ²	m ² 1,980	千円 25,616	千円	千円	m ² 330	1	千円 25,616
大戸浜団地 補助対象 分譲のみ		5	5		1,650	1,650	21,347	18,810	18,810	330	1	2,537
大戸浜団地 補助対象 貸付・分譲			9	2,910	60	2,970	38,424	684	684	330	1	37,740
									鑑定等が未実施のため 今後変動があり得る			
大戸浜団地 補助対象外 分譲		(11)	(11)		1,920	1,920	24,840	24,840	21,888			0
計			20	4,890	3,630	8,520	110,227	44,334				65,893

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。
2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
富倉団地 補助対象 貸付のみ	区画 0	区画	区画 0	m ² 0	m ²	m ² 0	千円	千円	千円	m ²		千円 0
富倉団地 補助対象 分譲のみ		4	4		1,320	1,320	12,511	11,880	11,880	330	1	631
富倉団地 補助対象 貸付・分譲			3	990	0	990	9,383			330	1	9,383
									鑑定等が未実施のため 今後変動があり得る			
富倉団地 補助対象外 分譲		(5)	(5)		760	760	7,203	7,203	6,840			0
計			7	990	2,080	3,070	29,097	19,083				10,014

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。
2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
雁小屋西団地 補助対象 貸付のみ	区画 2	区画	区画 2	m ² 660	m ²	m ² 660	千円 5,373	千円	千円	m ² 330	1	千円 5,373
雁小屋西団地 補助対象 分譲のみ		2	2		660	660	5,373	5,280	5,280	330	1	93
雁小屋西団地 補助対象 貸付・分譲			2	660	0	660	5,373			330	1	5,373
									鑑定等が未実施のため 今後変動があり得る			
雁小屋西団地 補助対象外 分譲		(4)	(4)		760	760	6,188	6,188	6,080			0
計			6	1,320	1,420	2,740	22,307	11,468				10,839
合計			154	36,090	29,460	65,550	845,084	339,009				506,075

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。
2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。
2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 497,280	戸 112	対象戸数は想定、補助対象経費は限度額いっぱい で積算しており、今後変動する可能性がある。
住宅の建設または購入 及び 住宅用地の購入	住宅の建設等および住宅用地の購入を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、住宅の建設等については利子総額4,440千円、住宅用地の購入については利子相当額2,640千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	297,360	42	対象戸数は想定、補助対象経費は限度額いっぱい で積算しており、今後変動する可能性がある。
計		794,640	154	

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
			千円	千円
作田東団地	団地内道路	W=6m L=約520m	64,680	64,680
	集会施設	1棟 延べ床面積約100㎡	20,000	20,000
	広場、緑地	休憩施設、植栽、斜面緑地等	40,432	40,432
	供給処理施設	上水道、下水道（コミュニティプラント含む）	120,240	120,240
	調整池等	調整池及び流末関連工事	92,960	92,960
	計		338,312	338,312
作田西団地	団地内道路	W=6m L=約1,150m、フットパス約210m、階段道約40m	154,354	154,354
	集会施設	1棟 延べ床面積約100㎡	20,000	20,000
	広場、緑地	休憩施設、植栽、斜面緑地等	74,228	74,228
	供給処理施設	上水道、下水道（コミュニティプラント含む）	193,233	193,233
	調整池等	調整池及び流末関連工事	119,000	119,000
	計		560,815	560,815
岡団地	団地内道路	W=6m L=約540m、歩道約135m、	71,395	71,395
	集会施設	1棟 延べ床面積約100㎡	20,000	20,000
	広場、緑地	休憩施設、植栽、斜面緑地等	26,544	26,544
	供給処理施設	上水道、下水道	58,800	58,800
	調整池等	調整池及び流末関連工事	75,600	75,600
	計		252,339	252,339

雁小屋団地	団地内道路	W=6m L=約1,580m、フットパス約130m	203,896	203,896
	集会施設	1棟 延べ床面積約100㎡	20,000	20,000
	広場、緑地	休憩施設、植栽、斜面緑地等	81,704	81,704
	供給処理施設	上水道、下水道	215,208	215,208
	調整池等	調整池及び流末関連工事	134,400	134,400
	計		655,208	655,208
大戸浜団地	団地内道路	W=6m L=約660m、W=4m L=約80m、フットパス約90m	93,552	93,552
	集会施設	1棟 延べ床面積約100㎡	20,000	20,000
	広場、緑地	休憩施設、植栽、斜面緑地等	49,028	49,028
	供給処理施設	上水道、下水道	116,150	116,150
	調整池等	調整池及び流末関連工事	99,400	99,400
	計		378,130	378,130
富倉団地	団地内道路	W=6m L=約130m	15,646	15,646
	緑地	植栽等	9,100	9,100
	供給処理施設	上水道、下水道	21,357	21,357
	計		46,103	46,103
雁小屋西団地	団地内道路	W=6m L=約550m	67,760	67,760
	供給処理施設	上水道、下水道	22,680	22,680
	計		90,440	90,440
合計			2,321,347	2,321,347

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
磯山地区	㎡ (10,786) 10,786	㎡ (1,255) (580) 1,025 350	㎡ (5,621) 5,621	円 7,650	円 6,200	円 3,000	千円 105,731 101,546	・都市公園
埴浜地区	(62,310) 62,310	(12,374) 318	(44,274) 44,274	8,040	6,700	3,000	635,925	・都市公園
作田地区	(5,745) 5,745	(0) 0	(905) 905	7,450		3,000	45,515	・公園、緑地
釣師地区	(101,560) 101,560	(25,169) 3,471	(56,377) 56,377	15,500	13,000	3,500	1,816,623	・都市公園
牛川南地区	(6,955) 6,955	(0) 0	(10,596) 10,596	8,800		3,200	95,111	・公園、緑地
大戸浜1地区	(72,642) 72,642	(15,144) 1,204	(34,803) 34,803	11,700	9,800	3,100	969,600	・水産業地 ・沿道観光施設用地
大戸浜2地区	(7,886) 7,886	(1,581) 324	(580) 580	7,250	6,000	3,000	60,858	・公園、緑地
今泉地区	(10,142) 10,142	(1,242) 0	(9,937) 9,937	9,000		3,000	121,089	・公園、緑地
計	㎡ (278,026) 278,026	㎡ (56,765) (56,090) 6,342 5,667	㎡ (163,093) 163,093	・鑑定等が未実施のため、今後変動 があり得る。 ・住宅基礎の解体撤去費を含む。			千円 3,850,452 3,846,267	

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
磯山地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定されている。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	「新地町災害危険区域の指定に関する条例」 平成23年9月21日施行 平成23年12月27日告示	
埴浜地区	同上	同上	
作田地区	同上	同上	
釣師地区	同上	同上	
牛川南地区	同上	同上	
大戸浜1地区	同上	同上	
大戸浜2地区	同上	同上 一部区域追加指定 平成24年8月9日告示 一部区域追加指定予定	
今泉地区	同上	同上 一部区域追加指定 平成24年8月9日告示 一部区域追加指定予定	

- (注)
- 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。
 - 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。
 - 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定として記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
			千円	千円
計				

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。
 2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
動産移転料等実費相当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動産移転料 ・ 移転雑費 ・ 事業実施に伴い仮住居等を要する場合の費用 等 実費相当額を補助（但し、78万円を限度とする） 	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>279,240</p>	<p style="text-align: right;">戸</p> <p>358</p>	補助対象経費、対象戸数は 限度額いっぱい積算して おり、今後変動する可能性 がある。
計		279,240	358	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	総事業費	左の財源内訳						備考
						補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得		H24	/	千円 480,100	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	住宅団地用地造成		H24 ~H25	/	1,581,058							
	小計				2,061,158	4,043,239	1,722,149	1,506,880		554,278		
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	154戸	H24 ~H32 H25 ~H27	/	794,640	794,640	794,640	695,310		99,330		
公共施設整備	公共施設整備	道路、緑地、供給処理施設等	H24 ~H29 H24 ~H25	○	2,321,347	769,915	2,321,347	2,031,179		290,168		※「公共施設整備費が限度額を超える理由」参照
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	約45ha	H24 ~H32 H24	/	3,850,452 3,846,267		3,850,452 3,846,267	3,369,145 3,365,484		481,307 480,783		
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備			/								
移転費助成	移転費助成	358世帯	H24 ~H32 H24 ~H25	/	279,240	279,240	279,240	244,335		34,905		
合計					9,306,837 9,302,652		8,967,828 8,963,643	7,846,849 7,843,188		1,459,988 1,459,464		

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。
2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

※公共施設整備費が限度額を超える理由

- ・団地内道路、上下水道、調整池等、生活基盤及び安全性確保のための施設整備を必要とする。
- ・丘陵地に新しく整備する団地であるため、法面を緑地として整備する。
- ・下水道区域に編入できない団地については共同浄化槽の設置を想定している。

(2) 住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡当たり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
		円						
計								

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
 - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
 - 3 1つの住宅団地候補地だけでなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
 - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
 - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
 - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

(3) 年度別計画

事業の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
住宅団地用地取得及び造成	千円 (2,061,158) 1,506,880	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円 (2,061,158) 1,506,880
住宅建設等助成		(79,464) 69,531	(635,712) 556,248	(13,244) (79,464) 11,589 69,531	(13,244) <u>11,589</u>	(13,244) <u>11,589</u>	(13,244) <u>11,588</u>	(13,244) <u>11,588</u>	(13,244) <u>11,588</u>	(794,640) 695,310
公共施設整備	(616,000) (2,221,347) 539,000 1,943,679	(739,000) (100,000) 646,625 87,500	(376,000) <u>329,000</u>	(196,783) <u>172,185</u>	(196,782) <u>172,185</u>	(196,782) <u>172,184</u>				(2,321,347) 2,031,179
宅地及び農地の買取り	(2,657,089) (3,846,267) 2,324,953 3,365,484	(505,574) 442,377	(123,585) <u>108,136</u>	(94,034) <u>82,280</u>	(94,034) <u>82,280</u>	(94,034) <u>82,280</u>	(94,034) <u>82,280</u>	(94,034) <u>82,280</u>	(94,034) <u>82,279</u>	(3,850,452) (3,846,267) 3,369,145 3,365,484
農林水産業基盤等整備										(0) 0
移転費助成		(27,924) 24,434	(223,392) 195,467	(21,684) (27,924) 18,974 24,434	(1,248) <u>1,092</u>	(1,248) <u>1,092</u>	(1,248) <u>1,092</u>	(1,248) <u>1,092</u>	(1,248) <u>1,092</u>	(279,240) 244,335
合計	(5,334,247) (8,128,772) 4,370,833 6,816,043	(1,351,962) (207,388) 1,182,967 181,465	(1,358,689) (859,104) 1,188,851 751,715	(325,745) (107,388) 285,028 93,965	(305,308) <u>267,146</u>	(305,308) <u>267,145</u>	(108,526) <u>94,960</u>	(108,526) <u>94,960</u>	(108,526) <u>94,959</u>	(9,306,837) (9,302,652) 7,846,849 7,843,188

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。